



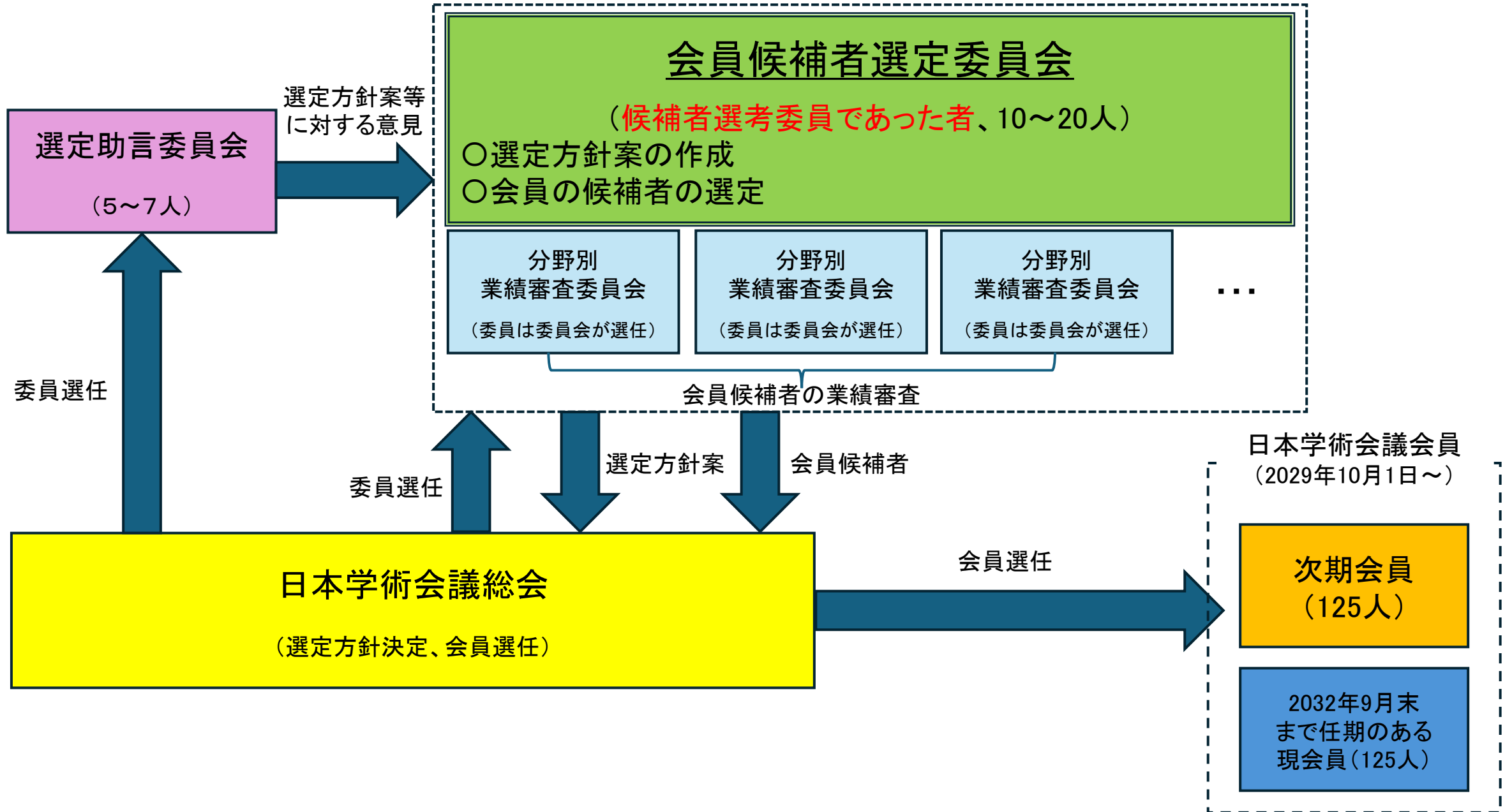
会員選任制度検討分科会 における検討結果

令和8年4月9日

会員選任制度検討分科会長
日比谷 潤子

日本学術会議会員選考の流れ

(2029年10月1日からの会員の選考)



これまでの分科会の開催状況は以下のとおり。

	日付	主な検討事項
第1回	2025年11月25日	役員を選出等 分科会における主な検討事項について
第2回	12月24日	ダイバーシティ、選定方法について 選定助言委員について
第3回	2026年 2月18日	選定助言委員について 外国籍会員について
第4回	3月 5日	外国籍会員、連携会員について その他

○会員選考における外国籍の方の取扱い

2029年10月からの会員選考より、外国籍の方を会員に選考することを可能にする。

○外国籍の方が会員候補者となる要件

① 現在、日本国内に居住していること

※何をもって「居住」とするかについては引き続き検討。

② 一定年数(5年又は10年)以上、日本の組織(産業界を含む)において研究活動に従事していること

③ 会員としての業務に支障がないレベルの日本語能力を有すること

※①~③について、必須要件とするか、考慮要件とするかは引き続き検討。

○外国籍の会員の人数上限

- 案1 特に定めない。
- 案2 会員の定数の過半数(126名)未満とする。
- 案3 会員の定数の10%(25名)以下とする。

○外国籍の会員の役員等への就任制限

- 案1 特に定めない。
- 案2 会長への就任を不可とする。
- 案3 会長、副会長への就任を不可とする。

論点2. 外国籍の方に係る第27期における取組

○連携会員における外国籍の方の取扱い

第27期より、連携会員(特任を含む)について、外国籍の方を選考することを可能にする。

○外国籍の方が連携会員の候補者となる際の要件

案1 会員候補者の要件に準ずる。

案2 年数要件を短くするなど、会員よりも要件を緩和する。

案3 連携会員(特任)に限り、会員よりも要件を緩和する。

○海外在住の方の知見をいただく方策として、外国人アドバイザー制度を活用する。

例: 海外で活動する優れた研究業績を有する研究者をアドバイザーに委嘱し、日本学術会議に係る重要事項について必要に応じ意見やアドバイスをいただく。

○会員に欠員が生じた際に速やかに補欠選任ができるよう、
現体制において選定助言委員の案を作成し、成立時総会において
選任する。

※具体的な人選については今後検討。

論点4. その他、2029年10月からの会員選考に係る考慮事項

○会員の再任制限

案1 法律に基づく再任制限(1回再任された会員は続けて次の期に再任されることができない)以上の制限は行わない。

案2 12年(2期)会員を務めた者は、間を空けても原則として会員になることはできない、とする。

○グローバルヤングアカデミー等における活動を参考にする。

○新たに制定予定の「日本学術会議憲章」の趣旨にのっとり活動することを選考の観点として取り入れる。

○候補者の推薦に当たり、分科会への参加等、責任を持って活動することを**明確に**説明するよう徹底する。